

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

今回、3点一般質問いたします。この3点は、この間、一般質問、それから予算質疑でこの間、皆さん方に、町長だけでなく担当課長からも色々私の質問に対して答弁をいただけてきたものでございます。

で、ただ、この間、人事異動で課長が変わるということもありまして、まあ実績に町長答弁がどうそれを実行するか、若しくは検討されるかということは、各課の課長さん方、それで、課長が変わるたびに話がまた元に戻るということも、正直言ってこの20年30年、何度もありました。

改めて、この間、私の一般質問、予算質疑で答弁されたことを踏まえた上での、町長それから担当課長の、まあ再質問した場合ですね、答弁をいただきたい。そのことを先にお願ひしておきます。

それです1問目です。

不登校児童・生徒に対する抜本的対策についてですが、これも先だって、12月議会等で行ってまいりました。

で、この間、改めて私、例えば檜山教育局、担当課長とも意見交換させていただきました。

また、この質問の中にありますカウンセラーの問題で言いますと、道南で言うと函館、それから直接カウンセラーではなくても一定の対策で言うと北斗市、それから檜山で言うと、カウンセラー町独自の配置、今金、あ、せたな町など、直接話も聞いたりして、改めてこの間の答弁に対して、私は、更なる改善を求めたいという立場で質問をいたします。

で、まず1つ目。この間、この問題を出すときに、考えてみたら、私も大変不十分だったんですが、そもそも不登校の児童、まあ小学校児童、中学校生徒、どれぐらいいるのかということ、しっかりと、この場でお聞きすることがありませんでした。

で、改めて、対策を取るとすると、実態がわからないと打ちようがない、という意味で、過去5年間、まあ色々統計、文科省のあるんですけども、90日以上不登校の児童、で、これは連続ということもあれば、まあ何回か学校にまた来る、また不登校ということもあって、それが1年間、まあ4月から3月末まで合わせて90日以上ということの文科省でのカウントですが、その児童数、まあ小学校、生徒数、中学校をまず教えていただきたい。で、その上で、ということになります。

まあ、これから、という問題もありますが、この間、改めて少しお聞きしたい。

まあ実績には、私もだいたい、この間、不登校の子どもさんはある程度いるという

ことが、直接相談も受けたり、色々聞いて一定程度押さえておりましたが、その子ども達、児童生徒がどういうふうになってきているのか。学校に戻ると言いますか、改めて学校での勉強に行く、若しくは不登校が続いている、若しくは、これはなかなか難しいと思うんですが、文科省の方で、国の方で法律も作って、法律も作って、教育支援センターという名称、まあ若しくは不適応指導教室という言い方するんですけども、学校以外で学びの場を確保する、まあそういうところ。若しくは民間等、NPO等で、この間

(議長)

小野寺議員、質問してください。

「小野寺議員」

質問しています。議長、やめてくださいね。同じこと。

(議長)

いま小野寺議員はね、自分の

「小野寺議員」

ここのこと、書いてることいま読んでるでしょ。やめてください、議長。

(議長)

それは、色々質問するための理由だ。

「小野寺議員」

議長

(議長)

質問してください。ピンボケしてしまってる。

「小野寺議員」

議長

(議長)

質問をしてください。議事進行。

「小野寺議員」

質問をね、止めるのやめてくださいね。わかりましたか。

(議長)

質問をしてください。

「小野寺議員」

民間のNPO等のフリースクール等の活用、こういうことがあったのか。

また、結果的には不登校のまま卒業してしまった、私も、残念ながら不登校のまま卒業して引きこもりになった事例、地域にあります。

まあ、そういう実態がどうなっているのか、つまりそれは江差の教育行政を反映するということにもなるし、その結果をしっかりと対策につなげていくという意味で、この間の状況を押さえておく、これは絶対必要だと思います。まあ、そういう意味で(2)のお聞きをいたします。

次に(3)。それで改めて、この間言ってきたこと、不登校児童生徒に対する抜本的対策ということで、改めてお聞きいたします。

で、まず、さっき言いました、他町の実態を見て、私は、カウンセラーの配置、町独自のカウンセラーの配置、これは本当に急がれると思いました。

改めてですが、北海道から派遣されているスクールカウンセラー、それは一定の役割を果たしておりますが、不登校児童に対して、特に困難を抱えているというのが、当然、不登校児童の場合出てきます。複雑に家庭の問題、学校との関係、子どもさんといじめの問題などなど、そういう中で、しっかりと恒常的にカウンセラーが、その家庭、児童とつながっていくという体制が無いと解決にならない。残念ながら北海道の配置されるスクールカウンセラーでは、1年間に何回しか来ない、若しくは1年間通して来ない、そういう実態からは、しっかりとした教育相談とはなっていない。

昨年取り上げましたが、江差町では、江差町に住む子ども達の誰一人取り残さない、こういう教育目標があります。これが本当なら、こんな、今までのような放置ということは許されないと思います。

私自身が実体験として相談にあずかっている、そういう状況からも、町独自のカウンセラー配置、これをやればもっと早く解決できたのかも知れない、そういう思いから①として要求をいたします。

それから2つ目。先ほど言いましたが、実は町長、教育長、ご存じだと思いますが、もう6年前になりますか、国の方でこの間の不登校児童生徒に対する対策、抜本的に大きな変更で法律を作りました。前にも言いました、教育機会確保法、これが知られていない、教育委員会でどこまでこの問題についてしっかりと受け止めていたんでしょうか。町長部局だってそうだと思います。この法律、残念ながら知らないという人が何人もいました。

この問題で、この法律で、教育支援センター、学びの場をきちっと作りましょう、まあ適応指導教室という名前で設置しているところあるんですが、学校に行けない、

であれば、もし学ぶという意欲があるのであれば、別な場所を確保しましょう、数年前ですと大きな市町村、札幌市とか、函館とか、大きなところしか設置しておりませんでしたが、この最近、町村段階で、小さいところ、江差よりも小さいところも含めて、独自でこの適応指導教室を設置しているところがあります。

ぜひ、私、江差町でもこの設置を進めていただきたい。教育長若しくは町長にこのことについてお聞きしたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

小野寺議員の1問目、不登校児童生徒に対する抜本的対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目と2点目の、過去5年間における不登校児童、生徒の実態と現状につきまして、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

過去5年間における町内小学校における90日以上の不登校児童については、延べ10名となっております。

一方、中学校では延べ24名となっており、小中合わせて延べ34名という実態であります。

小中全体の各年平均では約7名となりましたが、最小で5名、最大で8名という結果となっております。

小中別の年平均では、小学校で2名、中学校で約5名という結果です。

全体的傾向としては、一度不登校となってしまうとそれが長期化するという状態が窺えます。

不登校児童生徒の現状につきましては、全ての方については詳細には把握できておりませんが、高校へ進学、あるいは仕事へ就き、励まれている方もいる一方、残念ながら不登校のまま改善できずに卒業された方がいることも事実です。

中学校卒業後の就学、就労や引きこもりへの支援策として、関係行政機関が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な支援体制を充実していくことが課題のひとつであると受け止めております。

次に3点目の不登校児童生徒に対する抜本的対策についてお答えいたします。

町独自のカウンセラーの配置に決断を、とのことですが、議員ご承知の通り、現在の町の体制としては、北海道公立学校スクールカウンセラー制度を活用させていただきながら、いじめや問題行動、不登校、虐待など多様化している児童生徒が抱える課題の解決に向け、教育相談、生徒指導にあたっているところでございます。

当町は、学校や地域の状況などを考慮して効果的な支援が行き届くように2名のスクールカウンセラーを配置いただいておりますが、配置の形態としては、拠点校配置

と言って、主に中学校を拠点校として、当該中学校区内の小学校を派遣校として、併せて担当する方法を取っております。

このため、江差中学校、江差北中学校がそれぞれ拠点校として位置付けられており、江中には南が丘小学校と江差小学校、北中には江差北小学校が派遣校とされているものでございます。

今年度配置時間数については、江中が61時間、北中が80時間で内示を受けており、一月に1日程度勤務いただくことで計画されております。

不登校対策につきましては、こうした支援体制を敷きながら現場の教員間での組織的な連携はもちろんですが、校長会議、教頭会議で情報共有を図り、指導主事を通じた指導、助言等の援助を行い、事案ごとに必要な対策を講じております。

さらに今年度は、児童生徒、教職員及び保護者の心のケアに関することなどを職務とする「江差町スクールアドバイザー」を新たに教育委員会へ設置しました。

アドバイザーには、北海道公立学校スクールカウンセラーの資格要件を条件として、管内中学校の学校長を退職された方を任命いたしました。

アドバイザーは、同じく今年度新設した生涯学習推進員を兼務する方でもありますので、そういった立場も含めて学校との連携を深めながら、指導主事と役割分担して、不登校、いじめ問題行動などに対して教育支援を行うとともに、関係機関との連携調整にあたってもらっております。

また、個別的な事案に応じて学校や家庭へ直接訪問し、共に対応していくこととしておりますが、児童生徒、保護者に対する定期的な教育相談日の開設についても、今後、検討してまいります。

なお、こうしたアドバイザー活動が広く町民にも認識いただけますよう周知に努め、当町の教育支援体制の、より一層の充実を図ってまいります。

このような体制の下、現場経験を積み重ね、更に様々な研修機会を利用して研鑽に努めていくことを基本としておりますので、町独自のカウンセラー配置につきましては、その職務が個から集団、組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えた資質、能力が求められるということからすれば、人材確保の面からも困難であると捉えておりますのでご理解願います。

最後に、教育支援センターの設置についてでございます。

議員ご指摘の通り、道内的にも徐々に町村単位で整備が進められております。

教育支援センターは、不登校児童生徒などに対する指導を行うために学校以外の場所や学校の余剰教室等において学校生活への復帰を支援するため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを組織的、計画的に行う組織として設置されるものであります。

当町における近年の推移を踏まえれば一定程度必要性を認める部分ではありますが、まずは近隣市町村で既に行われている事例から情報収集を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

(議長)

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 12:00

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。はい教育長。

「教育長」

大変申し訳ございません。小野寺議員に答弁した内容にですね、一部誤りがございましたので訂正したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

(議長)

はい。

「教育長」

私の答弁した内容について、(3)番、不登校児童生徒に対する抜本的対策を、の中で、①町独自のカウンセラー配置に決断を、という質問の中でですね、北海道公立学校スクールカウンセラー制度のですね、各学校への配置時間数について答弁いたしましたけども、この際に江差中が61時間、北中が80時間というふうな答弁をいたしましたけども、これについては誤りでございまして、江差中学校が80時間、北中学校が60時間の誤りでございます。訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございません。

(議長)

はい。それでは小野寺議員いいですか。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

教育長の方から答弁をいただきました。

ただ、今もありましたが、北海道の派遣しているスクールカウンセラーの実態、数字的にいくら言っても中身は、例えば、これは文科省の報告ですが、スクールカウンセラーの相談内容、別に不登校だけに限らないんですよ。いじめ問題、心身の健康、保健、発達障がいなど、友人関係などなど、まあ全国的な統計で言うと不登校は4分の1。

ですから、先ほどの数字は、私が言った、全然、道のカウンセラーが、一人ひとり

のきめ細かい不登校の相談に乗るという体制では、あれでは全く少ないということだけは言っておきたい。

もう一つ。アドバイザー、町独自でアドバイザーを4月から配置するということについて、これあの、3月の予算議会でなんで説明しなかったのと言いたくなるんですが、いずれにしてもこれは一定程度前進ということは、それはそれとして受け止めます。

ただ、先ほどありましたが、町教育委員会のアドバイザーは先ほどの答弁で言うと、生涯学習の方と兼務。

ですから、極力、やはり私は不登校対策、まあスクールカウンセラーで全力的に関われる体制を、是非今後作っていただきたいと、まあ要望に留めます。

次、2問目に移ります。いいですか。

(議長)

2問目。

「小野寺議員」

はい。

これも、この間、質疑等で取り上げてまいりました、町有地の樹木の保護・育成・管理、どうなっているのかということでもあります。

江差、歩くと、本当に私は、樹木、まあ花、緑地も含めて、緑が多いなと改めて思っております。

まあ、その点で改めてお聞きしたいと思うんですが、これは実は町内会の中で複数の方から、これから質問する内容、どうなってるのということで私の方に来ております。

それで、改めてお聞きします。少し観点を変えて、またお聞きしたいと思います。

で、まず、基本的にはこれ町有地、若しくは町有施設、まあ公園等ですね、その土地にある樹木のことでもあります。

まあ、いわゆる道路沿い、まあ街路樹と言っていいと思うんですが、まあ街路樹、若しくは運動公園、まあこれもですが、江差町、先ほど言いました、緑と豊かな生活環境にすると、これは、まあ町長も、皆さん方の行政の中でもそれぞれ関わるところで、当然それは一義的にあると思います。それで質問いたします。

で、3つお聞きします。

で、まず、私今回、特にお聞きしたいんですが、町有地と言うか、まあいろんな施設、運動公園など、いろんな団体が、個別の事業者が、まあ記念植樹とか、何々記念とかですね、何かの事業で植樹をしてまいりました。で、それがどうなってるのか、植えっ放しなのか、きちっと保護・育成・管理ということが、どこの責任で行われているのか。

具体的な状況を見たことを踏まえて質問しております。これが1つ。

で、2つ目に、いわゆる街路樹、まあ法的、条例等でどうなってるかというのもあるんですが、いわゆる道路沿いにある樹木の保護・育成・管理、どうなっているのか。

これは前にも聞きましたが、私はまた、場合によっては2問目で改めて違った角度でお聞きします。

それから、特に運動公園、先ほど言った記念植樹なども含めて、運動公園内には本当に緑が豊富です。まあ樹木以外も含めてですけどね。あれ、どうなってるのか。保護・育成・管理。この点について改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの、町有地の樹木に関するご質問にお答えいたします。

まず町有地や町有施設敷地内に植樹された樹木につきましては、植樹された団体や事業者の皆さままで下刈りや補植、枝打ち等を行っているものがありますが、樹木の寄贈や町主催により植樹した場合は町が管理し、一部関係団体のご協力をいただいて下刈りや枝打ちなどの保育を行っております。

2番目の、道路沿いの樹木、いわゆる街路樹につきましては、地域の皆様により管理いただいているものも含め、その多くは景観的な視点や周辺への影響、生育状況等を踏まえて対処している状況となっております。

また、3つ目の運動公園に関しましては、これまでに地域の団体や事業者等の皆様より寄贈いただいた樹木が各所にございますが、公園管理の一環として定期的に周辺の草刈りを行っているところでございます。

ご質問の主旨としての、「町をみどり豊かな生活環境とするための樹木の保護」の必要性につきましては私も意を同じくするところですが、一方で各種樹木の保護に関しましては課題もありますことから、今後、檜山振興局森林室などとの連携を図りつつ、どのような取り組みができるか検討してまいります。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

今の町長の答弁の一番最後が、もしかしたら今までよりも一歩、半歩かな、進んだ答弁、つまり、なかなか問題点、町の答弁の中には、自ら出す訳にはなかなか行かないということなのか、まあやっていますと、しかし、道のいろんな今、取り進めると



ころと連携取りながらということだったんだと思いますが、ちょっと安心してもしられないので、1つ2つ、本当にそういうふうに行くのか。

それで、結局ね、町有財産なんですね。つまり、課で言うと財政課。で、木が、いわゆる街路樹、私は街路樹と言ってるんですけども、道路沿いにある樹木が、立派な樹木がもう伸び切っちゃって、電線にぶつかって、もう危なくなっちゃって言ってね、もうね、ぶった切られてんですね。もう剪定も何もあつたもんでない。もう邪魔だから切ると。だから樹木の管理も何も無いんですよ。

それで、例えば、これ残念ながら建設課ということにならないんですけども、仮に建設課サイドだとすれば、国交省で道路緑化技術基準というのがあって、で、その場合、まあ、まだ義務付けというところじゃなくて努力規定の部分が多いんですけども、管理、これがさっき町長の答弁の最後の方の、道とも、というところなんでしょうけれども、まあこれは国でもやっていますからね。一定の、道路に関して言うと、道路を巡回して、ですから道路でないとする、いろんな町有地の中にある樹木も私、そう思ってるんですが、巡回で確認された樹木については、これは剪定が必要だ、除草が必要だ、病虫害の防除が必要だ、水やりが必要だと一定の管理、それがどうなってるのと、なってませんよね。もしあるんだつたら言って欲しいんですよ。

それから、その樹木によってはもう、少し場所を変えなけりゃならないということも含めて、さっき言った、これはどうしても、いろんなところで、まあそれが電線なのか電柱なのか、民家にちょっと影響与えると、伸び切っちゃってですね。で、そういう点の管理、移植なども含めた、そういうものが無いですよ。

それで、江差町で、例えば、さっき運動公園の話ありました。でも運動公園の、あれは都市公園です。ですから都市公園の条例ということになるんですけども、少なくとも条例では、このことについてこうするということが何も無いんですよ。無いんです。

精神的な規定で言えば、前にも言いましたけれども、これは担当で言うと林務課になるんでしょうかね、「江差町みどりの環境づくりに関する条例」で、これは目的ということで江差町みどり豊かな生活環境にするために樹林及び樹木を保護して優れた自然環境云々かんぬん、でもこれは飽くまでも理念的な規定で、実際上は保護樹林を指定するということが、これはちょっとなかなか、これを持ってくる訳に行かない、つまり、再質問しますが、先ほどの町長の最後の答弁も踏まえて、江差町としてしっかりと、その樹木、まあ樹林ということになるのか、それをどうするか。1年間通して、若しくは多年に渡ってどういうふう管理するのかということ、私は無かったらダメだろうと、まあ場合によっては道路の方でできればそれは、道路で言う街路樹ということになるんでしょうけれども、今は違いますよね。だとすると、どこの課かわかりませんが、単に町の財産のところにあるから、財産として邪魔だから切ると、そんな単純なもんでないだろうと、たぶん町長の答弁はそうだろうと思うんですが、きちっと、個別の、規程になるのか、要綱になるのかかわかりませんが、そういうもの

を作って、しっかりと江差町の木を育て、守り、育成していくと、そういうことが必要だと思うんですが、それが最後の町長の答弁の中身だろうと思うんですが、改めて答弁を求めたいと思います。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」

ただいまのご質問にお答えいたします。

私も町を歩きまして感じましたことは、まあ議員おっしゃられましたように、樹木の適正な管理がはたして行われてきたかという部分については、全てがそうではないなというふうに感じております。特に、様々な樹木がございますが、ただ剪定されて樹木の形を成していないというようなところも多々ある状況でございます。

そういった意味では、これまで、ただ人様に迷惑をかけるだとか、電線にかかったということでの伐採というのが主となってございましたが、今後につきましてはその樹木に応じた選定のあり方というものをですね、専門的知識を持った機関と相談をさせていただきながら管理していくことがまずは必要になるのかなと思います。

現状におきましては、既にある樹木でございますので、これらを全て取り除いて、また新たなものということには、それは残念ながらできませんが、今後の管理におきましては、その樹木に応じた適正な管理につきましても、その、先ほど申し上げましたように、専門的な知見を持った方との相談を踏まえて管理できればなど考えておりますのでご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、是非よろしく願いいたします。

それでは最後、3問目です。

これも予算質疑で行ったことなんですが、3番目、土砂災害等の区域指定に係る固定資産税減額の方法の検討状況はということであります。

それで、このことについて、これも課長変わりましたが、かなり詳しい答弁がいただきました。

で、まあ要約すると、まあ、そういう土砂災害等ですね、区域というようなことがあった場合には2つの方法があるという答弁でありました。

で、1つが評価替え、固定資産の評価、3年に一度で、これは昨年評価替えしましたから、今年22、23、24。西暦で言うと2024年の評価替えということにな

りますけれども、その評価替えに使う路線価、まあ道路沿いのですね。その路線価を減額する方法が1つあると。

で、2つ目が、この地域指定、この地域指定っていうのがどれだけのことを、どういう部分があるのかというのはちょっとわからないんですけども、つまり土砂災害等の危険区域だけのことを言うのかわかりませんが、地域指定された土地自体の評価を落とすという方法、どちらにしても時間がかかるということでありました。

それで、私も色々調べましたが、結構面倒ですね。あの、そう簡単に、あの、江差町がやれる訳ではない。専門のいろんなもの、力も借りるということになりますので、来年、再来年、本当に具体的に、この方法どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま土砂災害等の区域指定に係る固定資産税減税の方法の検討状況についてのご質問をいただいております。

土地の評価につきましては3年に一度評価替えを行うこととなっており、次の令和6年度の評価替えに合わせて、北海道から土砂災害特別警戒区域に指定された地域、いわゆるレッドゾーンに関しまして、建築規制等の土地の利用制限等が土地の価格に影響を与えると考えられるので、固定資産税の減税を検討することで考えているところでございます。

具体的には、土地の評価につきましては不動産鑑定士に土地の鑑定業務を委託することで取り進めており、土砂災害特別警戒区域に指定されている土地を考慮した評価についての対応につきましては、可能であるとの回答を得ているところでございます。

そこで減額の方法についてでございますが、ご承知の通り1つ目が評価替え時に路線価自体を減額する方法で、2つ目は地域指定された土地自体の評価を落とす方法となりますが、2つ目の方法は評価額を出してから地域指定された土地に個別で補正を掛ける方法となります。

減額の方法につきましては、個別で補正を入れることは大きな業務負担となることから、1つ目の評価替え時に路線価自体を減額する方法で考えておりますが、特殊事情により個別で補正を掛けなければならない地点が存在する可能性があることから、今後、担当の不動産鑑定士と協議を進め、江差町の土地の実情に合わせた方法で検討することで考えています。

また、指定された地区が相当数あることから、令和6年度まで時間を要することをご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

たぶん私の再質問は担当課が、課長が答えるかなと思うんですが、わかりました。これから鑑定士等ということですが、が、それにしても、今年来年ですよ。

わかる範囲でちょっと課長答えていただきたいと思うんですが、まず一つは、今の私の議論はですね、土砂災害等、等って言ったんですけれども、まあ先ほど答弁の中にもあったかと思うんですが、いわゆる、国の方で示してるのは、いわゆるレッド、赤、あの特別警戒区域なんですね。ですから、まずそこが、限られたところ、いわゆる、土砂災害で言うとイエロー、危険区域、今あの、ハザードマップ見れば黄色で塗られたところ。で、その中に、まあレッド、特別警戒区域。ここはもう売買だとかです、もうだめですよということになるんですか。

でも、住民の方は、というか家を持っている方は、自分の土地が実際としてですね、レッドもイエローも同じように土地が見られると、ですから、例えばこれから進めるうえで、どうなんですか、この区域指定というところに、いわゆるイエローということも考慮されないのか、レッドほどは下がらなくてもですね、イエローも一定程度やっぱり評価を下げるということが必要ではないか、などの論議もできるのかどうか。ちょっと私、国の色々読んでもですね、かなり厳しいですね。だからこの国の言っていること通りになるのかどうかという論議も含めてですね、早く進めなきゃなんないと思うんです。それはちょっとわかりませんが、どことの協議、鑑定士さんとの協議？国と何か協議？鑑定士さんが全部そこらへんやるの？ということも含めて、ちょっと段取りですね、けっこう法的な解釈というか、実態が合うの？というか、出てくると思うんですよ。

で、ついでに言えば、ちょっと私わからないんですが、路線価ってさっき出ました。基本的には路線価自体の減額、但し町長の答弁の中には、それだけではなかなか評価できないところも、まあ個別の部分っておっしゃってましたが、固定資産評価、全部が全部路線価でやれる訳じゃないですね。いわゆる倍率方式って言うんですか、倍率地域と言いますか、路線価の無いところは倍率、例えば1.1掛けるとか、江差の場合はだいたい1.1なのかも知れませんが、つまり、路線価だけでは評価替えの場合の減額を全部見ることもできないかも知れないという問題。だからどうやるかという部分については、本当に地域の状況を見て、かなり、江差町内にたくさんある、まあイエローも含めれば、区域の中で、固定資産税、少しでも安くしてもらいたいと、低くしてもらいたいと、減額してもらいたいということに比べるとすれば、かなりきめ細かな法律の解釈等々含めてやんなきゃなんないと思うんです。で、そこらへん、どういうふうな段取りになるのか、ただ単に鑑定士？不動産鑑定士だけで済むことなの

かどうか、非常に私、わからない点があるので、ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

(議長)

はい税務課長。

「税務課長」

まず、再質問についてお答えします。

減額する対象の指定地域につきましては、土砂災害防止法に基づいて、議員ご承知の通り、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを都道府県が指定することとされております。

それで、警戒区域と特別警戒区域の違いについては、まずイエローゾーンにつきましては、土地災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域であり、これについては危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域とされております。

そしてレッドゾーンにつきましては、土砂災害が発生した場合、建築物が損壊して住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、この地域に関しては法律により特定の開発行為に対する許可の制限や、建築物の構造規制などが行われる区域とされております。

したがってイエローゾーンについては、法律上の制限等はございませんが、土地の評価上問題となるのがレッドゾーンに指定された場合でございます。

ただいま申し上げた通り、レッドゾーンに指定されると建築物の構造が規制されたり、特定開発行為とされる老人ホーム、幼稚園、病院などの要援護者関連施設の建築や、住宅宅地分譲などの開発を行う場合には事前に道の許可が必要になることから、指定されていない地域の宅地と比べて制限を受けてしまうということになります。

それで、まあ減免の根拠につきましては、まあ令和6年度の固定資産の評価替えに関する留意事項について、という通知が総務省から令和4年5月23日に出されております。

この通知によると、法規制などにより利用制限などのある土地の評価という項目があり、その内容は、法令などによる開発行為の制限、建築規制などの土地の利用制限などが土地の価格に影響を与える場合には当該影響を適正に反映させることとされていることから、減額の対象地域についてはレッドゾーンを、ということと考えているところでございます。

なお、土地の評価については2通り考えられるということで、まあ、路線価自体を減額する方法によってやる方法と、土地の評価額を出してから補正を掛ける方法ということで、これについては鑑定士と相談、今、しているところなんですけれども、鑑定士によると、特殊事情、これについては路線価のみでは多額に不均衡が生じること

など適正な価格が算出できない場合も考えられると、で、これは調査地点を増やすことで対応可能であり、鑑定士からは、数点、調査地点を増やす可能性はあるとの回答を得ているところでございます。

それで、令和6年度に向けて、平成（正しくは「令和」）4年度、平成（正しくは「令和」）5年度に単年度で契約するんですけども、平成（正しくは「令和」）4年度の契約が終了したことから、早急にですね、令和6年度に向けて、鑑定、て言うか評価ですね、減額の評価等々進めてまいりますので、どうぞご理解いただくようお願いいたします。

（議長）

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

今の答弁、結局私が先に言った、イエローは残念ですが減額の対象にはならないということの確認と、特別警戒区域でやるにしても、今の話ですと、まあ路線価、まあ全部が路線価無いにしても、少し調査地点を増やして、今まで路線価でないところも、まあ特に今回レッドゾーンになるところについては、仮にそこが路線価が無くて、まあちょっと調査地点を増やして、まあそういうふうにしていきましようという答弁だったんだろうと思いますが、結果的に、住民の立場から見たら、そこの仮に、その利用の状況といいますか、レッドもイエローもね、そんなに変わらないんですよ。あそこちょっと危ないなんだねということからすれば、自分の土地が、全体の評価がもう下がるということについては、イエローもレッドもねえ、これ残念だけど、この国の通達と言うんでしょうか、何て言う、これはもう、この決定、これ自体はもう決定事項、町村がどうのこうのということではないということなんですね。

まああの、わかりました。まあそうしますと、可能な限り、まあ残念ながらレッドの部分なんでしょうけれども、この補正率、特別警戒区域、レッドの部分のこの補正率が0.9、0.8、0.7ということで、最大でも30%？ということですか、これ。

だから仮に、自分の家が全部レッドになったとしても、補正率から見ると、ああ違うかなこれ、最大50%までなのかな、あの、そこらへんはもう決まってるもんなんですか。それともこれからその補正率というか、色々検討される部分があるんでしょうか。

あの、ちょっと私見ている部分で言うと、その補正率、最小値は0.5とかっていうのちょっとあったり、補正率が0.7まで、つまり30%しか減額できない、これはこれからの、これからの検討状況ということになるんでしょうか。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

はい、あの、ちょっと私の方から、かいつまんで答弁させていただきますけども、あの、レッドゾーンをまず評価替えの時に向けてやるというのは間違いございません。

これはまあ努力義務っていうか、そういう状況です。まああの、押並べて檜山管内の状況や、そういったところも、まあ調べて、下調べはさせて答弁にしている内容でございますけども、全部の市町村がやってる訳ではございませんけども、議員承知の通り、江差町は、この、まあ言わば階段の町でございますし、北部から椴川まで見渡すと、かなりの、言わばイエローゾーン、レッドゾーンがある訳でございますし、まずはこのレッドゾーンに向けて、それからあの、今、係数のお話ししましたけども、実はあの、まあ現場から私も事情聴取しましたけども、中身も見ましたけども、既に急傾斜地的な場所にあるところは補正係数が掛けられてるんですよ。ただ、それは、このレッドゾーンのところで被る部分が結構あるだろうなというふうに思いますんで、一概に、そこのレッドゾーンのところは更にプラス1割になるのか、プラス3割になるのかというのは、今ここではお答えできませんので、土地、まあ不動産鑑定士に、先ほど、それぞれの地域、それは田沢であったり新栄町であったり中歌町であったり色々違いますんで、あの、言わば、今持ってる路線価も含めた中で、それをベースにしながらですね、あの、次の評価替えまでにレッドゾーンの部分をまず向けてやって行きたいと、このように思ってます。はい、以上です。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。